

・認定された等級の下位への変更について

ア 建設工事の認定業者の方へ

等級ごとの認定

建設工事のうち、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事にあつては、A、B、C、Dの4つの等級に区分し、認定しています。(造園工事はA、B、Cの3区分)

認定に必要な基準点数は、「客観点数」(経審の総合評定値)と「主観点数」(県独自の主観的項目の評価)を合算した総合点数であり、次の「等級別基準点数」の区分に応じて等級を認定しています。

(平成29・30年度等級別基準点数表)

	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設工事
A	920点以上	930点以上	850点以上	810点以上	920点以上	780点以上	880点以上
B	920点未満	930点未満	850点未満	810点未満	920点未満	780点未満	880点未満
	740点以上	810点以上	700点以上	690点以上	700点以上	610点以上	750点以上
C	740点未満	810点未満	700点未満	690点未満	700点未満	610点未満	750点未満
	610点以上	640点以上	540点以上	530点以上	620点以上		590点以上
D	610点未満	640点未満	540点未満	530点未満	620点未満		590点未満

等級区分変更の申出

等級区分の変更とは、前項の土木工事などについて、今回お知らせした等級を下位の等級に変更することをいいます。

- ・具体的には主観点数をゼロとした総合点数により、認定を受けている等級の下位の等級に新たに認定されることです。

例 Z社

業種	等級	経審	主観	総合
土木	A	915	10	925
電気	B	750	10	760

土木工事

土木工事の総合点数は925点であり、現在の等級はAである(上記の「等級別基準点数表」参照)。主観点数(10点)を除き、客観点数(915点)のみで等級を決めると、新たな等級はBとなるため、申出の対象となり、申出をした場合の新たな認定等級はBとなる。

電気工事

電気工事の総合点数は760点であり、現在の等級はBである(上記の「等級別基準点数表」参照)。主観点数(10点)を除き、客観点数(750点)のみで等級を決めても、等級はBのままであるため、申出の対象とならない。

等級ごとに発注基準額が定められていますので、十分検討し、変更を希望する場合に、等級変更申出書を提出してください。

一度変更した等級を再び元の等級へ戻すことはできませんのでご注意ください。

等級変更の申出要領

(1)申出方法

- ・書面により申し出てください。(様式は別添の申出書様式を参照し作成してください。)
- ・簡易書留による郵送で提出してください。
- ・競争入札参加資格認定通知書の写しを添付してください。

(2)提出部数 1部

(3)提出期間

平成29年3月1日から平成29年3月15日まで(必着)

(期限を過ぎた場合は、等級変更の申出は一切お受けできませんので、必ず期限内に提出してください)

(4)宛先

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター2階
神奈川県県土整備局建設業課横浜駐在事務所建設業審査担当「入札参加資格・共同受付窓口」宛

(5)認定期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(6)申出書様式

別添のとおり

等級変更に伴う認定

改めて認定した等級に基づき、資格の認定を通知します。

- ・ 等級変更後の「総合点数」は、主観点数をゼロとした点数として取り扱います(客観点数=総合点数となります)。しかし、主観点数の元となった主観的評価項目の実績まで否定されるものではありません。
- ・ 等級変更に伴い、発注基準額が変わります。

経常建設共同企業体(経常JV)の取扱

すでに申請されている経常JVの構成員が等級変更を認められたことにより、構成員同士の等級関係が崩れた場合には、経常JVの認定は出来ません。

主観点数の内訳など自己情報を確認したい場合は、建設業審査担当(045-313-0722)へ連絡してください。

等級変更申出書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

企業名

代表者名

印

次のとおり、認定を受けている種目の等級の変更を申し出ます。

1 認定番号

2 認定通知年月日 平成 年 月 日

3 申出種目 土木 建築 電気 管 舗装 造園 水道

4 添付書類 競争入札参加資格認定通知書の写し

- 作成上の注意
- 1 A4縦普通紙で上記罫線枠内の様式により作成のこと。
 - 2 代表者 印 は、認定申請の誓約書に使用した印を押印のこと。
 - 3 申出種目は、希望業種を で囲むこと。

イ 一般委託・物品の認定業者の方へ

等級ごとの認定

一般委託・物品の業種については、A, B, Cの3つの等級に区分し、認定しています。

認定に必要な基準点数は、「営業種目別年間平均販売高」等の数値を合算した総合数値であり、次の「等級数値区分」に応じて等級を認定しています。

等級別基準点数表

等級	点 数			
	物件の買入れ	一般業務の請負等	物件の借入れ	印刷等の業種
A	61 以上	68 以上	68 以上	66 以上
B	20 ~ 60	23 ~ 67	24 ~ 67	16 ~ 65
C	19 以下	22 以下	23 以下	15 以下

等級区分変更の申出

等級区分の変更とは、認定された業種について等級を下位の等級に変更することをいいます。

- ・具体的には「障害者雇用状況」「神奈川県子ども・子育て育成推進条例認証状況」「女性活躍推進法認定状況」による得点をゼロとした総合数値により、認定を受けている等級の下位の等級に新たに認定されることです。

例

業種	等級	障害者雇用・子育て支援・女性活躍推進法の認定による得点	販売高等による得点	総合数値
670 (什器)	A	12	49	61
520 (給食業務委託)	B	12	42	54

670 (什器)

什器の総合数値は 61 点であり、現在の等級は A である (上記の「等級別基準点数表」参照)。障害者・子育てによる得点 (12 点) を除き、販売高等による得点 (49 点) のみで等級を決めると、新たな等級は B となるため、申出の対象となり、申出をした場合の新たな認定等級は B となる。

520 (給食業務委託)

給食業務委託の総合数値は 54 点であり、現在の等級は B である (上記の「等級別基準点数表」参照)。障害者・子育てによる得点 (12 点) を除き、販売高等による得点 (42 点) のみで等級を決めても、等級は B のままであるため、申出の対象とならない。

等級ごとに参加できる入札価格が定められていますので、十分検討し、変更を希望する場合に、等級変更申出書を提出してください。

一度変更した等級を再び元の等級へ戻すことはできませんのでご注意ください。

B等級からC等級への変更はできません。

等級変更の申出要領

(1) 申出方法

- ・書面により申し出てください (別添の様式を使用して作成してください)。
- ・簡易書留による郵送で提出してください。

・競争入札参加資格認定通知書の写しを添付してください。

(2)提出部数 1部

(3)提出期間

平成29年3月1日から平成29年3月15日(必着)

(期限を過ぎた場合は、等級変更の申出は一切お受けできませんので、必ず期限内に提出してください)

(4)宛先

〒231 - 8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」宛

(5)認定期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(6)申出書様式

別添のとおり

等級変更に伴う認定

改めて認定した等級に基づき、資格の認定を通知します。

- ・ 等級変更後の「総合数値」は、「障害者雇用状況」「神奈川県子ども・子育て育成推進条例認証状況」「女性活躍推進法認定状況」による得点付与をゼロとした点数として取り扱います。
- ・ 等級変更に伴い、参加できる入札の区分が変わります。

様式 (A 4 縦)

等級変更申出書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

次のとおり、認定を受けている営業種目の等級の下位への変更を申し出ます。

1 認定番号 _____

2 認定通知年月日 平成 年 月 日

3 申出営業種目

下記の欄に下位への変更を希望する営業種目コード(一般委託・物品のみ)を記入してください。

4 添付書類

競争入札参加資格認定通知書の写し